慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	EU指令の実施期限前効果が加盟国に課す義務: EU司法裁判所の裁判例の検討を中心に
Sub Title	The obligation on the EU member states imposed by "Vorwirkung" of EU directives
Author	柳生, 一成(Yagyu, Kazushige)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.102, (2014. 9) ,p.33- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koaraid=AN10086101-20140915-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EU指令の実施期限前効果が加盟国に課す義務

·EU司法裁判所の裁判例の検討を中心に

柳

生

成

期限前効果による義務の水準の種

はじめに

司法裁判所の裁判例 先決付託手続における裁判例

義務不履行訴訟における裁判例

期限前効果によって課される加盟国の義務の程度 期限前効果の根拠から窺える指令の性質の重要性

加盟国が実施期限前に負う義務の水準の程度

条約法に関するウィーン条約(「条約法条約」)一八条と関連させて

おわりに

一はじめに

効果 n る場合に認められる。他方で、 [内裁判] 5 おける複数の効力を認められてきた。 欧州連合機能条約 の効力は、 (Vorwirkung)」(以下「期限前効果」) 所に課す効果 個々の指令について定められた実施期限の徒過後も加盟国がその実施を懈怠する又は不正確に実施 (以 下 (適合解釈義務)等である。 「機能条約」) EU司法裁判所は、 に定められた指令 は、「効力発生と加盟国法への実施期限の満了の間の段階において指令が 代表的な効果は、 指令は、 実施期限前にも一定の効果を認めてきた。 直接効果、 (directive) 加盟国内におけるその実施に立法等の措置を要する。 は、 指令に適合するよう加盟国法を解釈する義務を EU司法裁判所の判例法によって加盟 指令の「(実施期限 玉 前 ず 発 丙

揮する法的効果」と定義される。

法裁量 は、 経過中に、 を確保するという、 加盟国は 択は加盟国 能条約二八八条は、 指令の効力発生の基準は官報への公表又は名宛国への通知である(機能条約二九七条二項)。 実施期間中に義務を果たすよう考案や準備を行い、 0 制限を意味する。 実施期限内で実施の機会の裁量を有する。 その規定を遵守する加盟国機関の義務の範囲が問題となる。 の機関に委ねられる」と定め、 指令の実施に関する二つの原則の衝突をもたらす。 「指令は、 期限前効果の問題は、 達成されるべき結果について、 実施の方式及び手段の選択について加盟国に一定の裁量を認める。 加盟国 期限前効果を認めることは、 指令の実施に必要な国内規制や行政規則等を採択する。 (特に立法府) 名宛人である加盟国を拘束するが、 の有する主権の維持と、 視点を変えると、 加盟国の裁量、 指令の実施のための期間 実施措置につい 指令の目的の実効 特に多くの場合は立 方式及び手段の 加盟 て、 他方、 選 機 0

指令の効果は、

EUと加盟国の権限の対立の文脈で問題となる。指令の効果は、

EUが加盟国によって授権された

関 認 0 「え₍₆₎ でする加 越の は 限 8 É の範 九 有無を審 Mangold 判決は大きな論争を巻き起こし、 囲 九 国とEUの緊張関係の中で、 七 内に留まるべきものだからである。 年である。 査した。 期 期限前効果を認めたリーディング・ケースの Inter-Environnement Wallonie 判 限前効果は、 期限後の諸効果と比べて新しい効果である。 EU司法裁判所が指令の実効性を確保しようと努めてきた現在 私人間の訴訟において実施期限前の指令に抵触国 ドイツ連邦憲法裁判所は Honeywell 訴訟に 従って、 お 期限前効果は V |内法の排 7 Ē 決 の到達点とも U がが 13 除 出 0 権 . خ 効果を n 限 た

欧州 玉 で 題 あ (4)内法 [機関が課される義務の水準の他に、 が この様に、 ば である。 る。 と加 互. 0 これら 盟 適 V 用排 にある程度関連する。 指令の れには、 の権限関係に関する問題、 除や適合解釈があろう。 の論点全てを本稿で検討することは難しい。 期限前効果には、 ① E U司法裁判所が期限前効果を導き出すにあたり重視した価値、 ④には、 ③効果に拘束される加盟国機関 Ų١ つまりEU司法裁判所によって認められた期限前効果に対する加盟 指令に適合するよう国内法を解釈するのは主に加盟国裁判所である様に、 ζ 期限前効果と実施期限後の効果の異同 っ か の問題が 存在する。 特に、 整理すると、 ③及び④は、 の 範囲、 ④効果の帰結、 7 の議論も含まれよう。 直接効果や適合解釈義務と 期限前 ②期 効 限前効果によ つまり指令と抵触 深果の 内容に関 次に、 玉 つ <u>п</u> する 0) 反応 す 0 3 S 間

個 々 の指令の効果との比較が必要なため、 って、 本稿は、 ②期限前効果がEU 加盟国に課す義務の水準の 詳細な検討が必要である。 究明を検討 の 中心とし た V) そして①と П に

関し ④のうち、 下 指令の実効性の確保を図る司法裁判所とそれに対する加盟国の姿勢にも触れたい。 最 初 に 直接効果と期限前効果との それ らの 用語 を本稿の議論に必要な範囲で整理する 関連にも 触れ る。 期限 前効果が課す義務の水準 次に、 司 法裁判所が出 は様々な名称で呼 その検討に関連 した期 する限 ば れ 7 来

13

脱する主な裁判例を紹介する

([]])°

第四章は、

上記の論点に関して判例法を整理する。

最

後に、

裁判

所

ï

裁判例が少ない現状における結論を述べる(五

一 期限前効果による義務の水準の種類

他方、 0 れども、 呼称は、 庄司教授らは、 (Stillstandsgebot) という概念も用いられる。劣化禁止義務と危殆化禁止義務は、字義から受ける印象は異なるけ 判例 両者とも判例法によって認められた効果を指し示すという意味では、 加盟国機関が遵守すべき義務の水準を念頭において示されたものである。 法上の義務は 連の司法裁判所判決が国内機関に課した義務を「劣化禁止義務」(Verschlechtungsverbot) と呼ぶ。 「(指令の実施の) 危殆化禁止義務」(Frustlationsverbot)とも呼ばれる。「現状維持義務 同一に扱ってよさそうである。 期限前効果の内容として、 これら

|機関が課される義務の程度を学説は様々に考えてきた。

な い¹⁰ 容とする。 とは とは、 目的達成が不可能になってはならず、 果」(Sperrwirkung)及び危殆化禁止義務の三つが区別される。そして、それぞれ次の様に定義される。 その時 最後に、 指令に反した規範をもはや公布できず、指令に適合した実施法のみ制定することが国家に許容される義務を内 が示す内容が論者間で精確に一致するとは限らないが、Groninの区別を参照すると、 禁止 の国内法の状況と比べて、指令の内容から更に遠ざかる措置を採ってはならない義務を課す。 危殆化禁止義務は、 一効果は、 現状維持義務とは異なり、 加盟国は実施期限までは基本的に自由であるが、 それゆえ共同体措置を危うくしてはならないという義務である。 以前の国内法と比べて指令の方へ進歩したか退化したか 実施期限が徒過した時 現状維持義務、 現状維持義務 禁止 に指 「禁止 は関係 令の 効 果 劾

託手続 本稿は、 (機能条約二六七条)と義務不履行訴訟における判決を見る。 判例法が採用する義務を確認し、 その義務が実現された具体的な基準を検討する。 次章におい さ

三 司法裁判所の裁判例

先決付託手続における裁判例

先決付託 手続 は、 加 **温国 I裁判** 所 が 司 法 裁判 所にE Ũ 法 の解釈等の質問を付託し、 司法裁判所から 回答を得る制度で

Ratti 判決 (148/78 事件)

ある。

た。 は 実施期限が到来していたものの、 イタリアのある会社は、 当時の同 国法は、 溶剤に含まれる有害物質の表示などで指令よりも厳しい条件を課していた。 自社の溶剤とその容器に貼る包装・ラベ イタリアは未実施であり、 指令 77/728 の方はまだ実施期限が到来していなかっ ルを二つの関連指令に基づかせた。 よって、会社の代 指令 73/173

表取締役Rは国内法違反の罪で起訴された。

限 期限となってい 基づいて行動し、 Ų١ 法裁判 て国内裁判所が司法裁判所に尋ねた質問は、 指令は即時かつ直接に適用されるか、であった。 所は、 た。 指令の規定の方に従った場合、 イタリア法は、 司法裁判 所は、 各国法を統一して貿易障害をなくす指令と適合しないと判示した。 指令の規定が直接効果を有するのは実施期限後であると判示した後に、「〔実施期 指令の通知期日から行動を控えるという加盟国に課された義務 実施期限の徒過前に、 なお、 ある加盟国が指令中に規定された期間の終了前に指令 当該指令は、 個人が正当な期待 (legitimate expectation) 各国への通知から二四カ月以内が実施 指令 77/728 に関

結論として、

の規定をその国内法秩序に編入しても、

その事実は他の加盟国に関して何らの効果も付与しない。

日までは、

その分野において加盟国は自由のままである。

を及ぼすか質問した。

ことは不可能である」と述べた。 効果はないと示した。 その性質上国家のみに義務を課すのであるから、 個人の期待に関しては、 この様に、 司法裁判所は、 コミッショ 個人が、 ンも判決とほぼ同旨の主張をしていた。 指令の実施期限前に個 実施期限の徒過前に 人が国内裁判所で主張できる法的 『正当な期待』 の原則を主張する

2 Teuling 判決 (30/85 事件)

の七○%へ減額したオランダ法と平等待遇指令(79/7)との整合性が争点であった。 限前に発効した当該国内法が実施期限の前後に跨って効力を有するという事実が、 労働能力を喪失した被雇用者のうち家族を扶養する者を除いた残りの者に給付する保障を、 上記争点の付託質問の回答に影響 加盟国裁判所は、 最低賃金と同額からそ 指令の 実施期

限 ラル 点に触れなかった。 る自由はある一方、 はない。 判決1が、 (以下「AG」) しかし、 指令の実施期限前の加盟国の自由を認めたのに対し、 は、 裁判所は、 加盟国法の調和のために除去するのを指令が意図した加盟国間法制度の相違を悪化させる様な権 自由にも制限があると論じた。すなわち、 加盟国法が指令に違反しない以上、 加盟国には、 回答する必要はないと判示して、 本件の意見を書いた Mancini アヴォ 指令に適合しない加盟国法を維持 期限前効果の論 カ ジ エ す ネ

3 Inter-Environnement Wallonie 判決 (C-129/96 事件)

(1) 事実の概要及び判旨

91/156 の実施期限が到来していなかった。 指令 75/442 に違反することを根拠とした。 コンセイユ・デタに訴えを提起した。 非営利団体であるWが、 有害または危険な廃棄物に関する Wallonie 地域の行政部の命令の無効を求め、 W は、 争点は、現EU条約四条と機能条約二八八条によっても加盟国は ところが、 命令が企業等に求める許可の範囲が廃棄物に関する指令 91/689 命令が採択された時点では、 指令 75/442 を改正 した指令 ベ 実施期 ギー

間 に指令91/156に反する措置を採れるか否か、 であった。

ベ ば た。 ;に関する判例法を確認した。その上で、実施期限前に加盟国が指令を実施しなくとも責任は生じないとの 法裁判所は、 ただし、 〔指令が〕規定した結果を深刻に危うくする措置を控えなくてはならない」と述べた。 ⑴ EU条約四条三項及び機能条約二八八条並びに指令自体から「〔指令の実施のための〕 二八八条と指令自体を根拠とする、 結果達成のため 13 加盟国 の全機関が全ての適切な措置 期 簡 中 原則 を 加 述

(2)AG意見及び期限前効果の確立

加盟国 を維持 原則) な封鎖効果(blocking effect) 択は誠実協力原則及び指令の結果達成義務違反となる場合が存在する。それでも、 によると、 可能となり、 本件を担当した AG Jacobs は、 現状維持義務を考慮するのに不適切な領域として、 構成で、 [から奪 調整する裁量を有する事実を無視していると批判した。現状維持義務に対しても、 争点の指令は、 国内上位法を根拠とした審査よりも不利になる点を捉え、 指令による審査を肯定した。よって、AGが行った現状維持義務等に関する検討は傍論である。 かねず、 加盟国が指令の採択に消極的になる怖れを指摘し、 期限前効果を生じる様な性質を有さないけれども、 を伴うものではない。 ベルギーの制度上、 A G は、 指令の実施期限の徒過後には指令に照らした国内法審 環境法等が挙げられた。 禁止効果に対して、 両者を同等に扱うべきという理論 義務は例外的場合に限定されるべきとし 指令の結果達成を危うくする措置 加盟国が実施期間中に既 当該違反は例外的であり、 指令を実施する選 存 の 査が 玉 それ 内法 の 的 採 不

確固たるEU法上の効果となった。 (令に反する措置が公布されることも多かったとされる。 判決1等と、 期限前効果を認めた判決との整合性 本判決及びそれ以降の一連の判決を経 は、 更に数例を見た後に行 期 限 前 効

た

は

は指

決前

0 加

盟国の実行として、

期限前効果を認める裁判例は少数であり、

効果を否定する裁判例

でも存在

4 Rieser Internationale Transporte 事件(C-157/02 事件)

採択された。 択されるまで同指令の効力を存続させた。 令 93/89 は、 金設定等を委託されていた。 国際貨物輸送に従事して自動車道を利用するオーストリアのR社は、 の間の高すぎる料金分の払戻しを求め、A社に対し訴えを提起した。後者は、オーストリア政府から道路の維持や 道 |路を用いた貨物輸送に供される車両に対する加盟国による課税及びインフラの利用に対する使用料等に関する指 新指令は同年七月二○日に効力発生し、実施期限は二○○○年七月一日と設定された。以上の状況の 欧州議会対理事会判決において、制定手続の瑕疵を理由として取消された。 国内裁判所は次の質問を行った。 一九九九年六月一七日、 新指令の効力発生時から実施期間が終了するまでの 指令 93/89 を置換する、 一九九七年一月一日から二〇〇〇年七月三一日 但し、 新しい指令 1999/62 判決は、 新指令が 採 料

間 に関し、 法裁判所は、 R 社 は、 判決3を確認する一方、「指令の直接効果を援用する個人が提起した訴訟において、 請求の基礎として国内裁判所において新指令を援用できるか否か。

判所で国家に対して指令を援用することは出来ない」と結論した。(『) 措置も採るのを控える様に求められるが、 生後実施期限徒過までの間」 過後のみ、 指令に抵触した既存の国内法の適用排除を加盟国裁判所が義務付けられる事実は残る」として、 加盟国は指令 1992/62 に規定された結果の達成を深刻に危うくする可能性があるいかなる 個人は、 指令と抵触する既存の国内法の適用を排除するために、 実施期 加盟 限 〔効力発 玉 0 徒

5 ATRAL 判決 (C-14/02 事件)

(1) 事実の概要及び判旨

警報システム等の販売を禁じ、 ,ランスで設立されたA社は、 管理会社、 警備会社等に関するベルギー法とそれに基づく一九九九年令は、 また他国の技術に従っていることの証明も事前に求めた。 ベルギー ・国内において小売業者を通じて無線警報機を販売してい A社は、これらの国内法の 委員会の事前 た。 同 気に関 す

令

に違反する規定に従うことは、

期限後の指令の目的

の実現を危うくする行為であった。

他に、

指令の性質に注

使用のため 発効により、 事前 計され :の承認なく自らの製品を販売できなくなった。 た電子機器に関 でする加盟国法 の調和に つい そのため、 ての指令 72/23 を含む三つの 同社 は、 国内法が、 玉 |内法調和 ある電圧 指 制限内 令に での 違 反

して無効であるとベルギーを訴えた。

判 72/23 三条、 玉 指令 1999/5 は、 0 あ 所は、 にして国内法を排除した。 流通を事前の承認手続に服さしめるという国内法の規定を排除すると、 5 内法の施行 司 て、 法裁判所は、 ベ 判決3を確認し、 ルギー 指令89/336五条及び指令1999/5八条は、 (一九九九年七月) や訴えの提起日よりも後であった。それを指摘したベルギーの主張に対して、 効力発生は一九九九年四月七日であったけれども、 これらの調和指令がその内容と抵触する国内法を排除すると判断した。 (3) ・は共同 1.体法に適合するようには法律を採択できなかったと判示した。そして、 一九九九年令は指令 1999/5 の結果達成を深刻に危うくするので、 指令の基準を満たした警備システム・ 実施期限は二〇〇〇年四月七日であり、 実施期限 の徒過に関係なく三つの指令を しか ネット L 指令の実施 三つの指令のうち 裁判 ・ワー クの 所 は、 期 市 限 司 指 場 中 法 n 13 令 裁 は

② Ratti 判決等と期限前効果を認めた判例との整合性に関する検討

を認める判例法との間の整合性は保たれているとする。(ミス) な作用次第で常にあることに求められる。 しなくてはならない。 徒 しろ適時 過後の指令の遵守が妨害される怖れ 決1及び4に対して、 の法改正が期待される限りは、 Hofmann は、 判決3及び5は、 特に判決5に注目して司法裁判所の判断は が 事件1にお なかった。 指令の実施 期限前効果について逆の結論を述べたように見える。 これに対 のため Ų١ っては、 両者を区別する要素は、 の期間中に国内法に依拠した制裁を課しても、 指令の して、 事件5において、 玉 [内的実施が司法機関に任せられたのでは 一貫しており、 国内法が実施期限後に及ぼす具 実施期間中に公布され 判決1と期限 この整合性 実施 を検 前 体 0 討 限 的

に考えてよいのではないか。

て国 点であったゆえ、 I内裁判所による司法審査の可否を判断する見解は、 ⑵ 指令を適用した加盟国措置の審査が否定されたとする。 判決4も、 実施期限後に司法機関を拘束する性質の規定が争

規定の援用可能性を問題とする。 この様な説明も可能であろう。 裁判所 が、 期限前効果は加盟国機関の義務を問題とし、 の判断対象が異なる点が、 判決の結論を一 見異なるように見せる原因と単 判決1及び4は個人による指令 . の

6 Mangold 判決(大法廷) (C-144/04)

本判決の期限前効果に関する判示の意義については解釈が分かれた。 その検討も行い たい。

(1) 事実関係及び判旨

した。 二月三一日に失効する時限立法は五八歳を五二歳へ引き下げた。五六歳のMは雇用主と期間の定めのある契約を締 13 的 V 1 なかっ ÿ 私 実施に向 枠組を設立する指令 2000/78 に違反すると主張した。しかし、 、はこれを選択したため、 ただし、 人間の訴訟である。 後に、 た。 けた進歩についてコミッションに年次報告する義務が課された。 な 労働者が五八歳に達していた場合には、 Μ お、 は、 追加期限を選択した加盟国には、 契約の根拠となった TzBfG は年齢差別をしており、 ĸ イ 契約の締結時 ッツの の国内法 (TzBfG) (二〇〇三年六月) には指令の実施期限 は、 年齢及び障害に関する差別とたたかうために採るステップ並び 当該客観的正当化は要求されなかった。 期間の定めのある雇用契約の締結に客観的理由を要求して 当該指令は、 雇用と職業における平等待遇の 追加 (二〇〇六年一二月二日) の実施期限を加盟国 さらに、 二〇〇六年 ため は到来 に認 め、 0 して 般 結 F

指令の期限前効果である。 未だ徒過してい 司 法 裁判 所 は なかった事実によっては当該認定に疑いを挟み得ない」と述べ、 玉 [内法を指令違反と認定した後に、 判決は、 判決3及び5を確認し、 「契約が締結された時に、 本件の事実関係において、TzBfG 一四条三項に従 指令 2000/78 二つの根拠を挙げた。 の国内法 の 第 実施 の 期 根 間 拠

がが

当該集団は、 囲 措 決は 置 b 盟国がその目的と反する措置を採択するのを許容されたならば、 て期限 立法を近づけるために漸進的に具体的措置を採らなければならないことを暗示すると述べ、 が 指摘した 内に依然として入る。結果として、 置の失効時には、 : 実施期限後 一方で、 の定 め (七三段 期限の定めのある雇用契約 実施期限を延長した加盟国の報告義務は、 ・のある契約の締結が許容される年齢の下限を五二歳へ引き下げたのは二○○二年一二月であり、 0 わずか数週間後の二〇〇六年一二月三一日に失効するという事実は決定的ではないと指摘 立法による適用を受ける労働者のうち相当な割合が五八歳に達し、TzBfG 五二歳に固定された年齢条件の適用が二○○六年末に終了した事実に関係なく、 の使用によって、 例外的に延長期間を享受する加盟国は指令に規定された結 安定した雇 当該義務は無意味になると指摘した。 用の保護から絶対的に排除される怖 指令の実施期間 四条三項の適 他方で、 れ が 当該 あ 中 玉 る 用 13 判 措 丙 加

別禁止 令を実施する法律であるか否かは期限前効果の判断に関係ないことを判示したと判決5を位置付けた(※) 施 0 「指令の実施期限が未だ徒過していない場合であっても、 の 玉 ために 般原則であり、 内法の指令違反の認定が実施期限の未到来に左右されない第二の根拠として、 論として、 原則 の完全な実行性を保障するのは加盟国 加盟国に許与された期限の徒過に条件付けられるものではない点を判決は挙げた。 「共同体法、 指令自体は平等待遇原則を新たに定めたものではなく、 特に指令 2000/78 六条一項は、 裁判所の責任である」とされた。 共同体法と抵触する加盟国法を排除 国内法の規定を排除すると解釈されなけ 平等待遇の一般原則の遵守は、 なお、 年齢に基づく差別禁止 本判 決は、 して、 年齢 争点の規定が ħ ば に関する差 0 なら 指令 原則 の は 法 実

私人間の(水平的)訴訟において、私人が、実施期限の② 本判決における国内法排除の根拠に関する検討

に課すことが出来ない。 この 「水平的直接効果の禁止」 の徒過 は、 司 法裁判所が確立した判例法である。 した指令を援用 して指令自体 :が定め る義務を他 この判例法と本 方

決 が多いことが推測される。 の整合性を多くの学説及び法務官が問題とした。 実施期限前へと期限後の直接効果が拡張されたものとして扱うと、 この論争から、 期限前効果と、 直接効果を連続して考慮する立 判決は指令の水平的

接効果を認めて以前の判例法を変更したことになる。

れ る²⁸。 法 0 の み取り組んだとの見方もある。 当該論点に関する判決の意義をここで詳細に論じることは出来ない。 それゆえ、 般原則に関する判示を中心に考えると、 期限前効果の文脈においては、本判決を過度に重要視すべきではない。(ミヨ) しかし、 判決は法の一般原則によって国内法を排除したという解釈が(②) 指令が私人の雇用者に負担を負わせると示した判決部 裁判所は、 本件に おいて期限前効 分は傍論とさ 般 的 . О 間 である。 題

· Adeneler 判決(大法廷) (C-212/04 事件)

間 した時 内裁判所は る労働に関する枠組協定及びそれが付属する指令 1999/70 との整合性が問題となった。 合解釈義務 の定めのある雇用契約の不更新を争った。その中で、 本件においては、 点 の発生時期に関する質問がなされた。 (c) [略] 可 能な限り から、 適合解釈義務と関連して期限前効果が問題となった。 国内法へ遅れて実施された指令と適合するように解釈しなければならないか」という、 -その国内法を、 (a)指令の効力発生時、 遅れて指令を実施したギリシアの国内法と、 (b)実施がなされずに国内法への実施期限が徒 Aらは、 雇用者であるE社を相手として期 加盟国裁判所によって、 期間 の定め の 過 国 適 あ

深刻に危うくなるような方法で国内法を解釈するのを、 に続 実行性を確保する加盟 司 法 く期限前効果 裁判 「指令の効力が発生した日から、 所は、 適合解釈義務の発生時期を実施期限 への言及部分は傍論である。 国機関 の義務を指摘し、 加盟国の裁判所は、 上述の 司法裁判所は、 の徒過後とした。 「措置を控える義務」を加盟国裁判所にも適用した。 (%) 可能な限り控えなくてはならない」とした。 当該指令が追求する目的の達成が実施期限の徒過後に 判決3、 5及び6を確認した上で、 主文は当該判断のみを示した。 共同体法の完全な 従って、 義務 それ の 内

∞ Stichting Zuid-Hollandse Milieufederatie 判決 (C-138/05)

行期間に既存の許可制度を修正する加盟国の権利への制限をするか質問した。 S は、 できると規定した。 易障壁の除去ばかりではなく、 項を設けた。 に既に市場に流通し、 八条二項は、 決定の根拠となった国内法と共同体法との整合性を問題とした。 オランダの所轄大臣を相手として、 すなわち、 定の条件下で、 国内裁判所は、 許可可能な物質を列挙する付属書Iに含まれる以外の活物質を含む植物保護製品の流 人や環境等に危険な植物保護製品の市場への流通に関する指令 91/414 の目的 人や動物の健康と環境保護であった。指令の実施期限は加盟国への通知から二年であ 加盟国は、 上記条項が、「現状維持義務」('standstill' obligation)を制定しているか、 植物保護製品の殺虫剤を禁止から除外する国内決定の有効性を争っ 指令の通知から一二年間、 国内法は、 自国領域内の市場に、 指令の定める移行期間 指令の通 は、)知日後二年 中 ま 通を許 · に 追 域 內 加 0 移 貿 条 口

上 の目 とし、 相当な考慮を払うことなしに植物保護製品の許可をなすよう、 の 裁判所は、 [的を深刻に害することなしにできない。 回答から、 判決3の義務は、 八条二項の文言は「現状維持義務」を規定しないものの、 八条二項が直接効果を有するか否かの検討を不要とした。(※) 同条に規定された移行期間にも適用されると判断した。(※) ただし、 その最終的評価は、 オランダが移行期間中に法規を修正することは、 加盟国が法を修正する権利は無制 加 温国 つまり、 裁判所へ委ねられた。 人や環境へ の影響につ 裁判 限 所は、 で は 指令 な 以 7

9 VTA-VTB判決 (C-261 & 299/07 事件)

者保護 客に無料のレッ 合申込は付属書に挙げられず、 合された二つの事件の事実関係はほぼ同じである。 にも 関する指令 2005/29 は、 カー サービスの提供等) 司法裁判所は指令違反の国内法を排除した。 付属書に掲げた行為のみを一律禁止とした。 が国内消費者法に反するとして原告企業がその差止めを求めた。 被告企業の行うビジネス 当該 (条件を満たしたガソリ ~ ル バギー 法が 律に禁ずる複 ンスタンド か 消 費

及び特に7による加盟国裁判所の解釈義務を確認し、 点で指令の実施期限が未到来であったため、原告は付託質問の受理可能性を争った。 指令の重要な規定に関する 、限前効果に関する判断は、 [国内裁判所] が求める解釈は、 本案ではなく先決付託質問の受理可能性の段階で示された。 本訴訟の事実の時点においては、 当該控える義務 (obligation to refrain) 司法裁判所は、 指令は既に発効していたの 先決付託が決定された時 を遵守しつつ、 判決3、 玉 Ć

10 Société fiduciaire nationale d'expertise comptable 判決(大法廷)(C-119/09)

内裁判所が事件を判断するのに有益」であるとして受理可能性を肯定した。

ŋ, る禁止が指令違反であれば、 階において判決る、 本件においても、 その実施を深刻に危うくするとして、会計士協会が大臣を相手に取消訴訟を提起した。 先決付託質問がなされた時点で、指令の実施期限が到来していなかった。 5及び9が確認された。事実関係は、 実施が深刻に危うくなるとして司法裁判所に質問を付託した。 勧誘を一律に禁ずる国内命令が、指令 2006/123 違反であ 国内裁判所も、 よって、 受理可能性段 命令によ

れた37 (学) るのは司法裁判所の役割ではないとして、受理可能性が肯定された。 の考慮要素に関する判例法 了法裁判 所は、 国内裁判所のみが、 (判決3)を確認した。受理可能性の段階において加盟国裁判所の 国内法が指令の目的達成を深刻に危うくするか否かを審理すること及びその 結論として、 指令違反の国内法の排除が示さ 判断の正確性を審査 際 す

11 Stichting Natuur en Milieu 判決 (C-165 to 167/09)

移行期間に加盟国が負う義務が問題となった。 る指令 2001/81 について、 行政機関が企業に与えた発電所の建設・操業の許可を、 漸進的排出削減のプログラムを作成する実施期限と排出上限を実際に遵守する期限との 他の団体や私人が争った。 大気汚染物質の排出 限に関 す

上記判決3、 5 7 及び8が引用され、 加盟国の義務が指令の移行期間中にも認められることが確認された。 ただ

達 ブ まり、 様々な利害関係を考慮してバランスを図るのを許容した立法府の意図に反すること及び指令の前文にもある様に目 絶するもしくは許可に条件を付与する又は許可を付与する際に代償措置を採る等を要求しな 八条及び指令は、 あ 成のための手段が比例性を有していなければならないことが挙げられた。 口 Ź グラム 本判決は、 かなる措置 出 削減 の 発展段階において義務を課したり、 のため 加盟国 「の採択にも妥当する」と敷衍した。 加盟国に対してSO゚とNO゚の排出上限を超過する又はその危険があっても、 のプログラムを作成・改訂するという指令が規定する義務以上に、 |機関の義務について、「一般的であろうと特定であろうと上記危うくする効果を生じる怖 措置を採択したり控えたりする義務はない。 また判決は、移行期間中の加盟国 の積極的義務を否定 プログラムの内容に関 \ \ \ よって、 環境上 理 由 は 機能条約二八 の許可を拒 した。 加 して、 n 的 が の

なお、 判決8及び本判決が期限前効果を移行期間中にも拡張した。 が、 判決は両者の内容をほぼ同じとするので、

本稿は期限前効果との名称をそのまま検討に使いたい。

12 Azienda Agro-Zootecnica Franchini 判決(C-2/10 事件)

Aqulia 地域による風力発電所設置の不許可決定を私企業が争う事件の中で、

「鳥類生息地指令」

等と国内法との

整

及び6を引用して、 合性が争点となった。指令 2009/28 の実施期限は質問の付託時に経過していなかったが、 同指令に関する質問 への回答の必要性を認めた。 司法裁判所は判: 決3、 5

13 Enosi Efopliston Aktoploïas 判決(C-122/09 事件)

効果が 稿は指令の期限前効果を中心に検討するものであるが、 認められる場合がある。 参考のため、 事例を紹介したい。 EU法の法源としては指令と同じ派生法 近の規 萴 にも 同

盟国 加 に登録されかつ当該国を旗国とする船の共同体所有者へ適用すると定めた。 玉 丙 における海上移送 (近海運航) に関する規則 3577/92 は、 九 九三年元日か ただし、 らサー 同規則は時限的 ビ ス提供 0 な適用 自 由 加

立. 年 争点は次の点であった。規則の実施免除期間中に、ギリシアの立法府が、 が 免除を指令の実施期限と同視できるとしても……ギリシアが二○○四年元日から規則の適用を深刻に危うくする怖れ 主張した。 b の完全かつ実効的な適用を深刻に危うくする怖れがある規定を採択しない義務を負うと仮定して、二〇〇四年 .ある措置を採ったと主張されたかは明らかではない」と述べた。当該判示を受けた第二の先決付託が本件である。 定め、 法府が、 一一月から発効する国内法を制定した。原告は当該法に基づく決定の取消を求める訴訟中で、 司法裁判所は、 ギリシアはフェリー等について二○○四年元日まで規則の適用を免除された。その間にギリシアは二○○二 規則に反し、完結しかつ永久的な性質を有し、二〇〇四年から適用停止にもならない規定を採択したとい 国内裁判所は、 当該論点に否定で回答したものの、 二〇〇四年以前でも規則は個人に権利を付与するか否かを先決付託質問した(C-285/05 判決 3 に言及し、「規則 3577/92 に規定された一時的な適用 免除期間が終了する二〇〇四年からの規則 国内法の規則違反を 以 前に 事

□ 義務不履行訴訟における裁判例

上述完全かつ実効的な適用が危うくされたか否かであった。

裁判所は否定した。

う理

生由で、

果は義務不履行訴訟でも問題となる。 確定されることと区別して、 裁判所に求める。 上 の *義務違反と定義してきた。 法裁判所は、 しかし、既に事件3において、 義務不履行訴訟 現状維持義務違反が義務不履行訴訟の対象となると主張していた。(等) 同訴訟において、 (機能条約二五八条) ただし、 関連判例数はわずかである。 コミッ コミッ にお ショ ションは、 ĺ١ さ、 ンが、 加盟国による実施措置の期限内の不履行を共同 指令の実施義務の不履行自体は実施期限 加盟国による指令実施義務の不履行の この様に、 確認を司 期限 後に 体法 前 0) み 法

命令を採択することで、 3 ン対ベルギー事件 (C-422/05) 飛行場の騒音規制を行う指令 2002/30 が課す義務に違反したか否かが争点となった。 (以下「判決14」) においては、 ベ ルギー が、 航空機の夜間 .飛行を規制

0

玉

家

の拘束力が重要であるために、

指令の性質が義務違反の判断

の基準に大きく影響する。

なお、

学説

は信義誠

効力発生後実施期限前に定められた当該命令は、 法 の調 一張された。 和 を目的とする指令が採択する手法とは異なってい 司 法裁判所は、 加 盟国の行為が指令の結果達成を深刻に危うくする基準を示しつつ、ベルギー 既に廃止された規則 925/1999 の採用した手法に基づい た。 そのため、 国内法が指令の結果を深刻 7 に危うく の

義務違反を肯定した。

几 期限前効果によって課される加盟国 の義務の程度

期限前効果の根拠から窺える指令の性質の重要性

実施 加盟国 よう、 保護及び さない U 条 約 四 令に他 定める結果を達成する国家の義務は実施期限前後を通じて存在すると強調する。(②) 加期限 連 義務が課される。 あらゆる必要な措置を採る義務を課され、 の の 実効性 .条三項及び当該指令自体とした。すなわち、 判決は、 後に指令 誠実協力原則も、 の効果を認める際にも強調される。 0 加盟 確保のために、 一の目的 国に対して生じる義務の形式的根拠を、 機能条約二八八条の義務は、 を危殆化することも禁止するとより強く理解する。 (雲) 期限通りに指令を実施する義務という当然かつ最低限の要求のみを意味するのではなく、 二八八条の拘束力を最大限に利用する努力の一 期限前効果にもその重要性が表れていよう。 そこから指令の実施のための期間中も国家に指令の結果を深刻に 指令の実施期限ではなく効果発生時 加盟国は、 機能条約二八八条、 指令に実施期限 Prechal は、 到 環と位置付けた。 加 国家が指令結果を達成する義 来の際にはその目的 盟国 期限前効果を個 から生じる。 指令の結果を達成するため の誠実協力原則を定めたE Edward 司 が 人の 法 達 成され 裁判 権 務は、 利 所 は 0

1

|の原則等も根拠として挙げるが、それを判決が明示した訳ではない。 | (ミロ)

実

二 加盟国が実施期限前に負う義務の水準の程度

司法裁判所による危殆化禁止義務の採用

解は少数であったとされる。 務と言うより禁止効果に近い。 と審査になる限りで許されるかという意味で加盟国裁判所は用いた。これは、Gronin の区別に従えば、(ss) 近かった。事件8で争点となった現状維持義務も、 ばならない、 べきという立場がある。 義務の関係をもう一度整理したい。 難しい場合もある。 第二章において紹介した事件においてAGや当事者は、 少なくとも指令の規定の要件に反してはならないと述べた。(®) AG Mancini は、 が、 両者をまとめて一つの概念としたり、 判決3までは禁止効果を主張する学説が支配的であり、 現状維持義務よりも禁止効果の方がより強い帰結をもたらすので、 指令の実施期間中に採択された措置は指令の規定の実施を意図していなけ 既存の加盟国法制度又は慣行の変更は指令と適合した製品の許 現状維持義務という用語等を用いてきた。禁止効果も含め、 同義に用いられることも多く、二つの義 AGの想定した加盟国の義務は 危殆化禁止義務を支持する見 両者を区別 現状: 禁止 務 の区 維持義 一効果に 'n 別 す

義務 3 に 加盟国機 は ならない」 L おいて、 か の観点から問題となる場合を検討したい。 関 の 司 裁 と主張した。 法裁判所は、 コミッ 量が制限される基準は、 ショ 加盟国にとって現状維持義務等よりも緩い危殆化禁止義務・劣化禁止義務を採 この現状維持義務(及び禁止効果) は、 「加盟国法と共同体法の間の差を拡大させるようないかなる措置 期限後に指令の目的 とい っても、 司法裁判所は国内裁判所に最終的な判断を委ねる場合が の達成が危殆化されるか否かである。 (®) は、 裁判所によって採用されなかっ .も加盟国 たら 以下、 実施期限 危 は採 殆化 択 禁止 判決 前 て

(判決8、

10

等

点に注意が必要である。

2 立 |法府が実施期限前まで指令の実施を行わない場合

指令目的を危殆化する措置を加盟国は控えなくてはならない る 内法を指令に適合させることはあり得る。この場合、 、まま維持されていることも許容される。 もちろん、 制限に差はないであろう。 立. 法府 は、 指令の実施期限に間に合うなら、 注意すべきは、 実施期限前に採択される国内法が指令の実施法であるか否かに関係なく、 活動をしないことも許される。 どの義務の基準によっても、 実施に関する時間的裁量を完全に活用せずに、 (判決5、 6 よって、 実施期限前 指令に反した法規 の加盟国 実施期 の が改正 裁 限前 量に対 に L な す 玉

る。 指令へ適合するように紛争を解決するよう求められる。(②) b 義務を課した。 反する判決が許容される場合は限定的であろう。 発生する。 긁 けれども、 法機関へ目を向けると、 司法府は立法府と異なって自らの判決の効果を終了させることは出来ないから、 指令に反する事実状態が期限後も継続しないように、 判決7の事実関係に照らすと、 判決7は、 加盟国の裁判所に実施期限後に指令の目的が危うくなるような解釈を控える その義務は、 指令に反する判決が全く許されない 効力が発生した指令に対応する加盟国法が欠如する場合 司法機関へ義務が課されると考えれば、 、訳ではないとの指摘もあ 将来を見越して早期 指令に に

次から検討する状況は、 現状維持義務及び禁止義務からは、 律に義務違反と評価されよう。 しかし、 危殆化 禁止

義務の観点からの 評価はそれほど明確ではない。

3 実施のための期間中に指令の目的とは異なった立法を行う場合

紀光生義務の具体的内容を見てみたい。

判決3は、

国内法の合法性を判断する際の考慮要素を加

盟

玉

裁

判

所

12

示した。それは、 現実の効果であった。 ①争点の規定が、 指令の完全な実施を意図したものか否か②規定を適用、 及びその時間 的 な継 続 性

①に関して、 問題の国内規定が指令の完全な実施を意図した立法の場合、 規定と指令の抵触は、 実施期限内の改正 0

目

:的を危うくしないならば、指令に反した立法の公布も可能と解釈される。 (®)

が 達成を必ずしも危うくしない。 実施措置を採る権利を有するので、 不可能な場合には、 期限通りに指令の目的が達成されないとの推定が働き、 よって、 それらの場合には、 期限前効果は 般的に加盟国の行為を禁止する訳ではなく、 指令と国内措置の抵触や指令の一部の未実施は、 逆に、 加盟国は移行措置又は段階的 期限後に指 指令の結 令の な

見えないとした。 上 置 措置について、 から大気への汚染物質の排出を将来に年間総量へと制限するという指令の結果を深刻に危うくする怖れが に対する環境上の許可を付与する決定という、SO。及びNO。の単一の発生源に関する特定の措置自体は、 に わ さらに、 れるべきとした。その上で、指令 2000/81 が、段階的にプログラムを定める制度を構築しているので、(%) のみ、指令の定める目的の達成が深刻に危うくなるとされた。具体的事実関係において、 限の遵守を必ず危うくするといった決定的な(critical)状況を許容又は作出する政策・措置を採択し実施した場合 の実際の効果及びその時間的継続性を考慮して、全汚染物質の大気中への総放出量に関して移行期間終了 国内法が恒久的であっても、 判決13は、 加盟国領域内で採られる全ての政策及び措置を考慮して総合的に義務が遵守されるか否かの審査 しかも、 法が完結した(exhaustive)性質を有していても規則の期限後の完全な適用を妨げないとした。 判決は、 問題の施設が遵守期限の二年後まで操業しない場合にはこの結論が一層妥当する 期限の終了前の廃止は妨げられない点で同様であるとされる。判決11 産業施設の建設及び操業 ある様には 加 時 は、 発生源 Ø 排 国内 玉 が 畄 行

る。 Ļ 以上の ②につい 国内命令が、 施設の許可 判 |断基 申 準 回復不可能な指令違反の事実の創設も違反となり、 指令の実施ではなく旧規則の手法による操業制限を採用して国内の規制枠組を共通させる意図で採 請を拒絶すべきと逆の結論に達していた。 は加盟国にとって比較的緩やかと言える。 例えば、 ただし、 判 決 6 判 決 11 判決14はやや厳格に国の裁量を制限 (七三段) のAGは、 がその場合に該当するとされる。 排出上限超過 へ の 影響を重 した様であ

とした。

べ た? 択され、 導入を妨 すなわち、 だがる措置を実施期間中に採択することは、 L 航 かも指令と同 空機 の騒音の有害な効果に苦しむ人の数の削減を追求する一 じ目的を有していたにもかかわらず、 指令に定められた結果を深刻に危うくせずにはなし得ない」 違反が認定された。 方、 共同体を通じて統 司法裁判所は、 され 指令と同 た操業規 じ目 と述 的

釈されてはならないとして、 要件に関して既存の加盟国法の適用を許した指令の規定は、 よる人体等 13 おいて、 移行期間 への影響を考慮する場合は審査に必要な情報のみを記した書類だけに基づいて許可をすべきとし、 製品を説明する書類の提出を許可申請者に義務付けていなかった。 に関する判決8も、 当該観点からの国内法の審査を国内裁判所に求めた。 加盟国 「の裁量に対する制限を強くした印象を受ける。オランダ法は、 申請者に課された書類準備義務を完全に免除する様に 司法裁判所は、 加盟国 製品 |機関は、 0) 許 情 製 可 品に 手 報 続 解 の

視したようである。 ③指令の立法者の意思への配慮、 ①義務不履行訴 危殆化禁止義務の枠内において、 訟という手続の性質、 しかし、 最初の三要因の裁判所への影響力は、 最後に④国内法が危殆化すると疑われる指令の性質・ 裁判所による国内法の違反の判断 ②移行期間か実施期間かとい う、 判決数の少なさゆえに確定が の厳格度を左右する要因 指令の実施段階に 目 的である。 おける国内措置 は、 雑し ٧١ 判決 くつか考え得る。 11 0) 位置 は 3 を 付 け

該 0 0 11 製品審 がる。 は 目的を重視したであろう。 指摘を連想させる。 後の要因についても、 判決8 査 が困難になることを捉えて義務違反とした。 のAG意見は、 しか Ļ 義務違反の判断を決定的に左右するか定かではな 他事件で問題となった指令の目的を見ると、 判決4で問題となった指令も、 書類提出義務を免除する国内法によって、 環境法の分野には AG意見ほどではなくとも、 騒音からの 期限前効果は不向きであると述べた AG 判決3は、 人の健康と環境保護 人の保護や環境と調和した空港の発展等を ر. د ر 確かに、 類似 競争条件に関する加盟 の結論に達した裁判所 緩やかな判断を示した判決 の 自的 を確 保 する 玉 法 ため 0

和 U て域内市場を機能させること、 健康という目的を危殆化する立法は貿易障壁の除去の危殆化よりも厳しく判断されるといった、 と並んで人の健康及び環境保護、 10 んは、 5は、 サービスに関する域内市場の障壁除去であった。 遠距離通信装置に関する競争的な単一 市場の形成、 この多様性から、 9は、 般的な基準を導 消費者保護を通 例えば人

< 0 は 難し Ų١ ように思われる。

に関 して否定的なAG意見を別として、 お類似 の問題として、一度指令を実施した加盟国が、 関連判決は見当たらない。 実施から遠ざかる新措置を採れるか否かがある。 移行 期間

実施期限と同時に自動的に失効する国内立法の許容性

張をなす。 果を及ぼす可能性を具体的に考慮すべきとする。AG Jacobs も、 るとの見解もある。 時的には指令に反しても、 もう一つ問題となるのが、 Hofmann は、 究極的には指令のより良い遵守につながる暫定措置に対して、 実施期限と同時に自動的に失効する国内立法が危殆化禁止義務違反となるか否かである。 般的な回答は不可能であり、 AG Manchini 意見を引き合いに出しつつ類似の 実施期限後も指令に質・量ともに重大に反した効 期限前効果は 制限を受け 主

共同 は、 定に適合した措置を採れると指摘した。 は 73 可 判決例は少なく、 能な限り共同体決定に忠実でありかつ加盟国措置の失効日が共同体決定の効力発生日ならば、 .体法規範と加盟国措置は抵触しないと述べた上で、 コ ミッ コ コ ξ ₹ ッ ッ シ 3 シ 3 3 ン ン が決定により措置を採択するまでの間、 による決定の採択が直ちに加盟国措置を排除するものではなく、 基準 が当該決定を採択したもの 一は明 確ではない。 同事件において、 Eurostock 事件においては、 の措置の適用を延期する間に、 コミッションによる適用延期が、 加盟国が公衆衛生等を理由とする暫定措置を採ることを認 共同体域内の獣医検査を廃止する指令 89/662 第九条 フランスが、 加盟国が暫定措置を採った。 判決3に照らして、 共同体決定が適用されるまでは 加盟国措置を禁止する趣旨 加盟国 加盟 が 司法 共同 玉 体 措 項 決 置

所

8

が

ず よって、 所 でなされ は、 ても、 か つ加 玉 問題に対する判断は示されなかった。(&) 丙 指令の実施期限の前日に失効する国内法が危殆化禁止義務に違反すると原告が主張した。 たか否かを決定の前文等から具体的に検討し、 裁判所が先決付託した質問が事件の 国措置を禁じないと結論した。従って、 解決に必要なEU法の解釈に関係ないとして、 フランスの主張は検討されなか 国内措置 の時点には指令が確立した共同体法制度は適 った。 Hypo Real Estate 事件を不受理とした。 しかし、 事件 司 法裁 用 ざれ お

れ た⁸⁵ 通 生じない 断するため 管理等が達成されない原因として、 の一つとして 判 決 14 ŋ この 実施 は、 (判決10 の一考慮要素であると窺われる。 期限後の指令の結果達成への影響が残存するか否かであり、 判決や判決6から 玉 国内措置の効力発生時期を考慮した。 内命令が、 八段落)。 ある種の航空機に不当に不利な待遇を生じさせ、 は、 国内措置が指令の結果を深刻に危うくするか否かの基準は、 実施期限終了まで三カ月を切った時点で国内措置が効力発生した事実 国内立法の適用が期限徒過後も残存する効果を生じなければ、 すなわち、 命令による操業禁止によって、 国内措置の発効又は失効の時期は、 指令の実施に持続的な影響を与える 指令による最 Hofmann の 指 が それを 危殆化は 摘 考 あ ずる 騒 要因 慮 z 判

5 期限前効果に対する加盟国の評価

令 留 な が 裁 実施 回 判 8 の 司 所が 採択によって生じる一種の現状維持義務を認めた。 [答を提 ることに成功したとの学説上の評価が 裁判 期 限 示 内 した期限前効果の存在及び基準に概ね肯定的と言えよう。 所の基準に関して、 示した。 0) 加盟 ただし、 の裁量を強調した。 英国やオランダは 裁判所は、 オランダも含め、 あ 加 盟国立 る。 加盟国の行動は完全に自由であるとは述べ 加盟 法府の利益の 国と欧州との関係に関しては、 特に、 訴訟に参加した四カ国は期限 英国は、 制限には寛大さを示し、 事 件3におい 機能条約二八八条及び誠実協力原則を根 て、 次の ベ なか ルギ 前効果を問う質問 様な事実から、 制 限 į つ 0 た。 程度も必要な程 フラン オランダは ス及び英国 加 に否定 盟 玉 拠 は、 的

13

危うくすると主張した事件もある。

味深いことに、 れると述べて て、 後に指令を実施する措置を採択するときに、 加 V 盟 た 玉 また、 側が判決3を引用して、 判決10におけるフランスは、 コミッ その実施を不可能又は極めて困難にする効果を有する措 ショ ンが履行を求める旧指令下の義務は、 期限前効果を前提とした主張を行った 新指令の適用を深刻 (一八段落参照)。 置は排 除 興

る。 所が行う、 義務を加盟 唆を述べておきたい。 対立という文脈において、 法 新たな指令 創 て (設していないと判断した。 (88) 特に、 12 な 加 なお、 判決4 盟国 照らして審査してきた。 直 F .の現在ある義務の単なる遂行として作用する」だけである。 ・イツ 及び8から判断すると、 玉 接効果及び排除的効果と期限前効果との関係について、ここで詳細に論じる余裕はないが裁判 EU機関に対する権限踰越の審査方法は、 ·の効果のカテゴリーを作りあげたと解釈したようである。 (8) 裁判所に課す 、連邦憲法裁判所は、 司法裁判所自体が排除的効果を公式に認めた訳ではないが、 期限前効果を論ずる事実上の実益は薄いかもしれない。 「排除的効果」 同裁判所が、 同裁判所は 司 判決6によってもEUは個別に授権された権限を踰越して加盟国 法裁判所は、 を、 期限前効果をEUの権限踰越としないのであれば、 判決6が、 私人が指令中の実体的権利を主張する直接効果から 期限前効果と直接効果を区別するようである。(空) 他加盟国の裁判所においても広い支持が見られるからで 実施期限後に認められる排除的効果を実施期限前まで拡張 F しかし、 イツ連邦憲法裁判所は、 裁判所によると、 というのも、 EU法と抵触する EU と加 ドイツ連邦憲法裁 EUの権限を自 それは、 区 加 別 の新たな義務を 盟国 する立 盟 例 全体 法の から 0) 権 排 とし して が 玉 の 判 憲 除 示 0

触を根拠として国内法

の適用は

排除を求める趣旨である。

除的

効果と期限前効果との関係について、

事件3の原告によると、

は

主張に回答しなか

った。

ただし、

期限前効果と排除的効果も区別すべきだろう。

判決9は

排

除

的

効果を

判 抵

それらの判決は引用されていない。

これは直接効果と排除的効果を区別する趣旨ともと

期限前効果による訴訟は、

共同:

体

規

剣との

示したとされる CIA Security 判決等と類似の事案にもかかわらず、

だろうか に適用される前提として、私人間に適用可能でなければならないと考える。 効果を否定した判例法を引用して事件を解決しなかったことに対する疑問が呈されている。 も問題とされる。 指令自体は私人に義務を課すことが出来ないという制限が、 「〔判決3〕が、 判例中には、 私人間の訴訟に転用されるべきであるとしても」と述べた(三五段)。 明確な解答を見出せない。 Hypo Real Estate 判決 実施期限の前後を問題としない指令の属性であるか否(タリ) しかし、この認識枠組自体が逆ではな (C-194/10) 当該判決が、 同見解は、 は、 傍論であるけ 指令が期 水平的 直 前 接 n

(Ξ) 条約法に関するウィー - ン条約 (「条約法条約」) 一八条と関連させて

准 同条は、 同事件を素材に、 113/94 事件) 起草過程から一貫して信義誠実の原則と考えられ、 るような行為を行わないようにする義務を定め、 意を表明した時から条約の効力発生までの間に、 や履行を危うくしないであろうとの期待の保護であった。信義則と期待の保護の関係は、 限前効果は、 「条約の効力発生前に条約の趣旨及び目的を失わせてはならない義務」として、条約に拘束されるという同 が、一 条約法条約一八条に示される原則にも依拠しつつ危殆化禁止義務として拡張されたと指摘され 条約法条約と比較することで期限前効果が保護する利益を考察したい。 「国際公法において、 信義則の原則は、 それは危殆化禁止義務と類似する。条文にはないが、 いずれの国もそれぞれに定める期間、 ある国が条約に署名をしたことによって他の当事国に生ずる、 合法的な期待の保護の原則 0) コ 条約の趣旨及び目的を失わ 口 ラリーである」と述べた。 Opel Austria 判決 義務の根拠 は せ

に公的補助を提供するとした。 訟である。 同 事件は、 原告は、 共同体とオーストリア間の自由貿易協定 GM社の子会社であった。 当時、 ECとオーストリア間においてはFTAが締結されていた上、 オーストリアは、 (FTA) に従った関税譲許を取りや GM社による新規工場の誘致として、 める規則 3697/93 同国 「のEC加 同社の投資 の 取 消

訴

協議 択されてい 協定は、 も進 一二月一三日に、 められていた。 輸入関税など規律事項が同一な限りで、 規則は、 オーストリアとECの間等でEEA協定の締結が決定され、 GM コミッ Austria が生産する装置に税を導入した。 ショ ンは、 G M 社 への補助はFTA及びECに適合しないとの見解を示した。 FTAに優先した。 その間の一二月二〇日 規則の取消を求めて主張され 翌年一月一 に 日に協定が発効し 規則 3697/73 た理由 が、 九九 が Е 採 Е

A協定等及び条約の効力発生前に条約の趣旨及び目的を失わせてはならない国際法上の義務違反であった。

害したと認定された(一二三段)。結論として、 ゆえに、 要求する資格を有するとした を争うのを目的として、 協定の発効日が知れている場合、 の保護の原則を援用できると述べた(九一、九三段)。CFIは、 た措置は関税と同等の効果を有するとして、 C F Ι 協定の承認文書の寄託後効力発生前の期間に規則を採択することによって、理事会は原告の合法的期待を侵 (現総合裁判所) 信頼保護の原則を援用可能とした。本件原告も、 は、 正当な期待を共同体諸機関によって与えられたいかなる経済的活動者も合法的 (九四―五段)。 CFIは、 協定の効力発生前に、 CFIは原告の主張を容れて規則を取消した。 協定の効力発生後は一○条違反と結論した(一○○─三、一二二段)。 協定一〇条が直接効果を有すると認定した上で、 発生後には直接効果を有する協定の規定に反する措 共同体が国際協定の承認文書を寄託して、 EEA協定に照らして規則の合法性審査 規則が導入 置 か な期 の採択 0 当該 を 待

そのためであろう。 損害を被 原則に依拠した点から た国内法を審査すべきであると強調した。 可 判決に対して、 一八条が保護する期待の帰属主体に私企業を含めることによって、 った私企業の主観を考慮した。 直 国際法上、 .接効果を認める根拠として個人の権利の保護が挙げられるが、それが本件で実現されたと言え (※) 「類推」して、 好意的に評価する見解がある。 EU法の誠実協力原則と指令の結果達成の義務から、 違反措置に対して援用できる法規が直接効果を有する規定に限定され しかし、 この様に国家の義務を強調する見方よりも、 EU法に関して、 私人を保護した点に注目したい。 AG Jacobs は、 効力発生後の 本判決が 本判決 指令に C F I が、 信 義誠 条約 基

0

権

利

0 保

:護とは関係のない訴訟における判断の蓄積に注目して、

関

連

判例

は

増えてい

るが、

指令の

他

の効果と比べ

れば、

未だ事件数が少な

()

特に、

義務不履行訴訟とい

う

効果の今後の発展を注視すべきである。

価

できる。

る。 条約法条約に関する司法裁判所の立場は明確ではない 視した (三(52)。 ることで個人の保護を制限 権 護とは関係が薄く、 本判決 利又は利益 は、 個 0 保護を重視 一人の合法的な期待の保護を根拠として規則 従って、 し、 CFIが発展させた条約法条約 した。 他の判決にお 対照的に、 保の重視である。 ر ر ては加盟国機関の義務を強調することで指令の実効性の確保をより 司法裁判所は、 が、 CFIと同じならば、 の 八条の効果と期限前効果は趣旨及び根拠が 判 決 1 取消を認め、 4 12 おいて、 条約法条約一八条の効果を拡張して 期限前効果の特徴は、 個人による指令の援用 個人 やや異なる。 を制 の 権 個 利 限 重 0 す 人

五. お わ りに

保

指令の

実効性

0

確

そ を制 と比 とは、 味 が 不では 持 Ō 本稿は、 ため つ立法 限する。 べ、 な 効果が有 か、 \ \ 0 期限前効果は指令の 権限 指令 そ 加 け 盟国 0 の帰結として受け入れていると思わ れども、 する意義に 0 意味で、 期限前効 は 訴 同 訟に 解に お 司法裁判所は、 .効果が加盟国に課す危殆化禁止義務という基準は、 *実効性の確保を主目的とする。 ١V お つい て区別されるべきことを示した。 いて同効果に依拠するなど、 · て 司 法裁判 指令の目 所が れ 的達成と加盟国 示した内容を検討 る。 他方、 期限前効果は、 同効果の存在に対して明確に反対をせず、 期限前効果は指令の実効 つまり、 の 権 Ļ 限 個人の 同 0 尊重 指令の実施に際して加盟国 効果が、 禁止義務や現状維持義務よりも の 権 バラン 利の 期限後に認めら 保護をも目的とする直 スを上手く保っていると評 性の確保にとって全く無意 ñ る直 が むしろE 有 する裁 接効 接 効 U 果 量

59

そ

n 個

見えてこよう。 よって、EU司法裁判所が、期限前効果によって指令の実効性の確保をいかに図るかについてより具体的な方向性が 欧州統合の現状において、無難とも言える司法裁判所の舵取りに変化が見られるか注視したい。

- (-) Christian Hofmann, Die Vorwirkung von Richtlinie in Europäische Methodenlehre 462, 463 (Karl Riesenhuber ed., "Vorwirkung" Von EG-Richtlinien 14 (Nomos, 2006))もある。本稿が期限前効果として扱うのは後者である。 限の徒過前の効果」(Wirkung von Richtlinien vor Ablauf der Umsetzungsfrist)の二つに区分する立場(Vera Gronin, Die De Gruzter 2010). 期限前効果を、共同体における立法手続の間の「早期効果」(Frühwirkung von Richtlinien)と「実施期
- (20) SACHA PRECHAL, DIRECTIVES IN EC LAW 20 (2d. ed. Oxford 2005).
- 3 A.G. Jacobs in Case C-129/96, Inter-Environnement Wallonie v. Region Wallonie [1997] ECR I-7413, para.13
- 4 327, 329 (2002). See Takis Tridimas, Black White and Shades of Grey: Horizontality of Directives Revisited, 21 Yearbook of European Law
- (45) Hofmann, supra note 1, at 463.
- 6 Cf. Anne Röthel, Vorwirkung von Richtlinien: viel Lärm um Selbverständliches, ZeuP 34, 35 (2009)
- (7) 庄司克宏『新EU法基礎編』二五四頁(岩波書店、二○一三)。
- (∞) Gronin, *supra* note 1, at 76.
- (\circ) See Prechal, *supra* note 2, at 22.
- 10 supra note 6, at 36)° Röthel は、本文の現状維持義務と禁止効果を併せた内容を「現状維持義務(Stillhaltverpflichtung)」と呼ぶ(Röthel, cited
- 11 国内法の実施が未だなされない状況下で採られた国内措置には、措置時を基準として、新指令は適用されずに旧指令が適用 พ 🛱 🛪 (Case C-138/08, Hochtief v. Közbeszerzések Tunácsa Közbeszerzési Döntőbizottság [2009] ECR 1-9889, paras. 24-30)° 他に次の関連判決がある。新指令がその実施期限から既存の指令を廃止すると定めた場合、 新指令の発効後実施期限前
- (2) Case 148/78, Pubblico Ministero v. Ratti [1979] ECR 1631, paras. 44-6.
- (13) Id., at 1637.

- 14 Case 30/85, Teuling v. bestuur van de Bedrijfsvereniging voor de Chemische Industrie [1987] ECR 2516, paras. 23-4.
- 15 Case C-129/96, Inter-Environnement Wallonie ASBL v Région wallonne [1997] ECR I-7411, paras. 40-2, 44-5.
- (6) A.G. Jacobs, cited supra note 3, para. 36
- (17) Gronin, *supra* note 1, at 82-3
- $(\stackrel{\infty}{\cong})$ See Röthel, *supra* note 6, at 34.
- 19 2004] ECR I-1477, paras. 66-9. Case C-157/02, Rieser Internationale Transporte GmbH v Autobahnen- und Schnellstraßen-Finanzierungs- AG (Asfinag)
- (\alpha) Case C-14/02, ATRAL SA v Belgian State [2003] ECR I-4431, paras. 53, 58-60
- 準として機能しないとされる。 実施のための期間中に新しい国内法規を公布した。しかし、事実関係の相違は二つの事件を異なるカテゴリーとして扱う基 つと明言したからである。 Hofmann, supra note 1, at 483-4. Ratti 判決は指令の前から存在した国内法を適用したのに対して、ATRAL 判決は指令の 理由は、Adeneler 判決は、 古い法律も新法と同様に指令の目的の達成を妨害する効果を持
- 22 300 (2006). Koen Lenaerts & Tim Corthaut, Of Birds and Hedges: the Role of Primacy in Invoking Norms of EU Law, 31 E. L. Rev. 287,
- (☆) Case C-144/04, Mangold v Helm [2005] ECRI-9981, paras. 66-76, 78.
- (24) *Id.*, para. 68.
- Röthel, cited supra note 6, at 41. 詳細は柳生一成 |年齢差別禁止原則をめぐる司法裁判所の裁判例に関連させて――」慶應法学第二五号二三―九二頁(二〇一三)参照。 「『水平的直接効果』をめぐる議論からの指令の直接効果の定義の再検討
- 26 VON EU-RECHT UND NATIONALEM RECHT DER MITGLIEDSTAATEN 147, 180, n. 187 (Springer 2010). Christoph Ohler, Objektive Wirkung von Richitlinien in Waldemar Hummer ed., Neueste Entwicklungen im Zusammenspiel
- (\mathfrak{T}) E.g., Röthel, cited supra note 6, at 41.
- 28 よいであろう。 方 (Rudolf Streinz, Europarecht 181 (9th ed. C. F. Müller 2012)) も、法の一般原則による国内法排除説と原則的に同視して Tonio Gas, Mangold und die Folgen, 23/2007 EuZW 713, 713 (2007). 法の一般原則と結合した指令の期限前効果という見

- (\mathfrak{S}) *Cf.* Röthel, cited *supra* note 6, at 41–2.
- 30 Case C-212/04, Adeneler v Ellinikos Organismos Galaktos (ELOG) [2006] ECR I-6057, paras. 118-23
- Zuid-Hollandse Milieufederatie v College voor de toelating van bestrijdingsmiddelen [2005] ECR I–9785, paras. 35–44, 63)° 在のシステム又は慣行を適用し続けることができる」)についても、ほぼ同じ判決が下されていた(Case C-316/04, *Stichting* 指令 91/414 八条二項と同じ趣旨の定めの指令 98/8 一六条一項(「〔加盟国は〕一○年間、市場に化学製品を流通させる現
- 32 ECRI-8339, paras. 39-47 Case C-138/05, Stichting Zuid-Hollandse Milieufederatie v Minister van Landbouw, Natuur en Voedselkwaliteit [2006]
- 33 所によって適用されるかとの質問を当該規定が直接効果を有するかとの質問へ再定義し、質問に回答する必要はないとしつ *en*, cited supra note 31, paras. 75–8) $^{\circ}$ *Id.*, paras. 59−60. 二○○五年判決は、指令 91/414 八条二項及び指令 98/8 一六条一項は、実施期限の経過後に加盟国裁判 適合解釈義務を判示した(Stichting Zuid-Hollandse Milieufederatie v College voor de toelating van bestrijdingsmiddel-
- 34 Joined cases C-261 & 299/07, VTB-VAB NV v Total Belgium NV [2009] ECRI-2949, paras. 51-68
- (5) *Id.*, paras. 38–41
- tion publique [2011] ECRI-2551, paras. 19-20. Case C-119/09, Société fiduciaire nationale d'expertise comptable v Ministre du Budget, des Comptes publics et de la Fonc-
- (%) Id., para. 96
- 1599, para. 79 Joined cases C-165 to 167/09, Stichting Natuur en Milieu v College van Gedeputeerde Staten van Groningen [2011] ECRI-
- (ℜ) *Id.*, paras. 84-90.
- 40 Case C-2/10, Azienda Agro-Zootecnica Franchini sarl v Regione Puglia [2011] ECRI-6561, paras. 71-2.
- 41 Case C-122/09, Enosi Efopliston Aktoploïas v. Ypourgos Emporikis Naftilias [2010] ECR 1-3667, para. 19
- (42) Id., para. 17
- 59-66(共同体外の航空会社が料金を設定する自由等を制限する規則 2409/92 によって共同体が排他的管轄を得た分野にお 関連事件として他に、 後掲注 (87) の事件、 及び Case C-523/04, Commission v. Netherlands [2007] ECR I-3314, paras.

いて、 効果に関する判断を示さなかった事例) の行為について、 当該規則に違反するアメリカとの二国間協定を規則の発効前に交渉して改正・維持し、発効後に国内批准した加盟 コミッションは判決3も引用して共同体法違反を主張した。しかし、裁判所は批准時を問題として期限前 がある。 玉

- (4) A.G. Jacobs, cited *supra* note 3, para. 17
- (45) *Id.*, para. 23.
- (4) Hofmann, *supra* note 1, at 466-7
- (47) A.G. Jacobs, cited supra note 3, para. 30
- (\mathfrak{P}) Hofmann, *supra* note 1, at 467.
- (\mathfrak{P}) Prechal, supra note 2, at 306.
- 50 lande M. Prinssen & Annete Schrauwen eds., European Publishing 2004). 同教授によると、判決3は当該義務を示した。 David Edward, Direct Effect: Myth, Mess or Mystery? in DIRECT EFFECT RETHINKING A CLASSIC OF EC LEGAL ORDER 12-3 (Jo-
- (\Box) Röthel, cited *supra* note 6, at 37.
- (52) Gronin, *supra* note 1, at 76.
- (\(\frac{\pi}{2}\)) A.G. Mancini in Case 30/85, Teuling [1986] ECR 2507, para. 9.
- 同義に用いる(Prechal, supra note 2, at 22)。 Gronin, supra note 1, at 81. AGは、加盟国が指令の規定に反する措置の採択を禁じられるという意味でこれを「封鎖効 | (blocking effect) と呼んだ (A.G. Mancini, cited *supra* note 53, para. 7)° Prechal は、Sperrwirkung と blocking effect を
- (5) Stichting Zuid-Hollandse Milieufederatie, cited supra note 32, para. 20.
- 56 Gronin, supra note 1, at 76, 80. 現在、禁止効果は一般的に受け入れられていない (Prechal, supra note 2, at 22-3)。
- (5) Röthel, cited *supra* note 6, at 36.
- (8) A.G. Jacobs, cited supra note 3, para. 22
- (\mathfrak{S}) See Röthel, cited *supra* note 6, at 42
- 60 める見解(Röthel, cited supra note 6, at 42)もあるが、判決11にも類似といってよい報告義務があったことから妥当ではな See Hofmann, supra note 1, at 485. 事件6のような規定がある場合、 加重された「接近義務」(Annährungspflicht)

- いと思われる。
- (6) Hofmann, supra note 1, at 466. Röthel, cited supra note 6, at 36
- (8) Hofmann, supra note 1, at 466
- (3) *Id.*, at 475, 481
- 64 Jörg Neuner, Vorwirkung von Gesetzen im Privatrecht, in Kontinuttät im Wandel der Rechtsordnung 83, 108 (C.H. Beck
- (6) Inter-Environment Wallonie, cited supra note 15, paras. 46-9
- 66 Hofmann, supra note 1, at 469. See also, Enosi Efopliston Aktoploias, cited supra note 41, para. 15
- (5) Enosi Efopliston Aktoploïas, cited supra note 41, paras. 15-6.
- ($\stackrel{\circ}{\otimes}$) Stichting Natuur en Milieu, cited supra note 38, para. 81.
- (%) *Id.*, paras. 82-3.
- (\Re) Röthel, cited *supra* note 6, at 38–9.
- $\widehat{71}$ A.G. Kokott, in Case C-165 to 167/09, Stichting Natuur en Milieu [2010] ECR I-4604, paras. 101-24
- (\gtrsim) Case C-422/05, Commission v Kingdom of Belgium [2007] ECRI-4749, para. 63
- (3) Stichting Zuid-Hollandse Milieufederatie, cited supra note 32, paras. 44-7.
- (4) See the article 1 of the Directive 2001/81/EC (OJ 2001 L 309, p. 22).
- (5) See the article 1 of the Directive 2002/30/EC (OJ 2002 L 85, p. 40)
- 76 A.G. Sharpston in Case C-138/05, Stichting Zuid-Hollandse Milieufederatie [2006] ECR I-8343, paras. 76-83
- preamble to the Directive 1999/5 (OJ 1999 L91, p.11); the Article 1 of Directive 2005/29/EC (OJ 2005 L 149, p. 22); the 1st the 6th recital in the preamble to the Directive 2006/123/EC (OJ 2006 L 376, p. 36). See the 5th to the 7th recital in the preamble to the Directive 75/442/EEC (OJ 1975 L 194, p. 39); the 2nd recital in the
- (%) A.G. Sharpston, cited *supra* note 76, paras. 85–90
- (9) Cf. Lenaerts & Couthaut, supra note 22, at 294-5
- 3) Hofmann, *supra* note 1, at 470–1.

- $(\overline{\otimes})$ A.G. Jacobs, cited *supra* note 3, para. 42
- 82 Case C-477/98, Eurostock Meat Marketing Ltd v. Department of Agriculture for Nothern Ireland [2000] ECR I-10715
- 83 Case C-194/10, Abt v Hypo Real Estate Holding AG [2011] ECRI-39 (Summary publication), paras. 37-9
- 事実を根拠に訴訟判決を下した点から、指令の通知期間が満たされぬ場合は指令の水平的適用があり得ると指摘し、 C-194/10 (Abt), Heft 2 EuR 190, 193-4 (2012)) がある。加えて、当該指摘は、司法裁判所が指令の通知期間が満たされた すると述べなかったという事情を根拠にして、 (Max Foerster, Richtlinienwirkung im Horizontalverhältnis? — Anmerkung zum Beschluss des EuGH vom. 24 März 2011. Rs. 『不明確性を強調する (*Id.*, at 195-6, 198)。 実施期限日からは指令の目的が達成され、かつ管轄権を有する国内裁判所は国内法が実施期限後に指令の目的を深刻に害 司法裁判所は明示に指令の期限前の水平的効果を否定できたはずとの指
- ($\stackrel{(5)}{\otimes}$) Commission v Kingdom of Belgium, cited supra note 72, paras. 64–5
- ($\stackrel{(s)}{\otimes}$) Hofmann, *supra* note 1, at 470-1.
- 採択よりも前であり、 行って旧指令下の義務を見直すまでは当該義務を維持することを認めた。司法裁判所は、違反が主張された期間は新指令の 及び指令 98/10 を原則廃止した。ただし、 Case C-33/04, Commission v. Luxembourg [2005] ECR I-10649, paras. 80-2 (指令 2002/21 は、 加盟国は Wallonie 判例法に依拠できないと判示した事例)。 指令 2002/21 は、 移行期間として、 加盟国が指令の発効後速やかに市場調査を 通信に関する指令 97/33
- (\otimes) Bundesverfassungsgericht [BverfG] Juli. 6, 2010, 2 bvR 2661/06, paras. 68-76.
- 89 (25)、六四—五頁。 中西優美子「ドイツ憲法判例研究(一四八)」自治研究第八九巻第四号一五二―三頁(二〇一三) 参照。 柳生 前
- 90 機克服のための結果 ペーター・M・フーバー(中西優美子訳)「EUと構成国間の権限構造に関するドイツ連邦憲法裁判所の理 ─」日本法学第七九巻第四号七○─一頁 (二〇一四)。 解 財政危
- 91 A.G. Saggio in C-240 to 244/98, *Océano* [1999] ECR I-4943; 庄司・前掲注 7 等。
- *Natuur en Milieu*, cited *supra* note 38, paras. 99–103)° 移行期間中でも、 実施期限を過ぎた指令の規定(プログラムの作成等)は、 個人が援用できる (See Stichting

- 93 個人の権利を主張するのとは異なると説明した。 A.G. Jacobs, cited supra note 3, paras. 20, 23. 原告は、 コミッションも、 期限前効果を主張する一方で、直接効果の原則を争う趣旨ではなく、 現状維持義務は個人の権利を生じないと主張した。
- 94 Hofmann, supra note 1, at 465. Cf. Case 80/86, Nijmegen [1987] ECR 3982, paras. 9-16.
- 95 よって国内の暫定措置法の適用が排除された場合は、 資によって影響を受けた Hypo Real Estate 社の既存株主は、 る総会の招集は最低一日前に通知されればよいとした。二○○九年四月三○日に召集が通知された臨時株主総会における増 国内法は、二〇〇九年八月二日より後は招集通知を二一日前に発すると定めたものの、それまでは資本増加の決議案に関す しかも同社の通知は当該期間の方は満たしていないため、 (体的事件において、 指令違反を主張し、 Heft 2 EuR 184-9(2012). 公開会社の株主の権利に関する指令 2007/36 は、株主総会の招集通知を会日の最低二一日前に 主に発さなければならないと定め、 総会の開催が指令の定める通知の期間(二一日)を満たした事実を指摘した 実施期間中に株主に不利益な、変更も不可能である事実が継続的に形成されると述べた。指令違反に 指令の実施期限を二○○九年八月三日としていた。二○○八年一○月一七日のドイツ 三〇日間の期間を定めた株式法(AktG) 取消訴訟が認容される可能性があった。しかし、 同社に対して総会決議取消訴訟を提起した。 が適用されることとなり、 (三四段)。 原告は、 司法裁判所は 国内法
- 96 Foerster, *supra* note 84, at 191, 194.
- 97 Hofmann, supra note 1, at 467. Cf. Röthel, cited supra note 6, at 37
- 99 98 E.g. [1965] 1 Y.B.Int'l L.Comm'n 97-98, U.N. Doc. A/CN.4/SER.A/1965
- Case T-113/94, *Opel Austria v. Council* [1997] ECR II-43, para. 93
- Jan Klabbers, International Law 47–8 (Cambridge University Press 2013)
- E.g., Case 26/62, Van Gend & Loos [1963] ECR 3, A.G. Jacobs, cited *supra* note 3, paras. 32-3

101 100

66

— 成 (やぎゅう かずしげ)

所属・現職 ジャン・モネEU研究センター(慶應義塾大学)

所属学会 専攻領域 主要著作

> 国際法学会、日本EU学会、国際人権法学会 橋大学大学院法学研究科博士後期課程

国際法・EU法と国内法の関係

「『水平的直接効果』をめぐる議論から 『慶應法学』第二五号 (二〇一三年)

指令の直接効果の定義の再

0